

# 個別墓所使用者募集 募集墓所一覧記載内容の改定について (使用料等改定のお知らせ)

飯盛霊園の使用料、手数料等の見直しに伴い、個別墓所の使用料、維持費を改定します。

## 1 個別墓所(返還墓所)の永代使用料

### 【改定日】

令和8年10月1日以降の申請受理分より

### 【改定内容】

個別墓所(返還墓所)の永代使用料を30%減額します

## 2 個別墓所の維持費

### 【改定日】

令和9年4月1日以降の申請受理分より

### 【改定内容】

個別墓所の維持費を下記のとおり改定します

### 改定前

- 1 一般墓所・壁型墓所 年額 2,546円/m<sup>2</sup>(消費税込)
- 2 芝生墓所 年額 4,072円/m<sup>2</sup>(消費税込)

### 改定後

- 1 一般墓所・壁型墓所 年額 2,800円/m<sup>2</sup>(消費税込)
- 2 芝生墓所 年額 4,500円/m<sup>2</sup>(消費税込)

※墓所面積ごとの維持費金額は裏面をご覧ください

## 維持費 面積別金額表（改定日：令和9年4月1日）

### 一般墓所・壁型墓所

改定前 2,546 円/㎡（消費税込）

面積	短期分納（3年分）	長期分納（20年分）
1.2 ㎡	9,150 円	61,000 円
1.5 ㎡	11,430 円	76,200 円
2.5 ㎡	19,080 円	127,200 円
3.0 ㎡	22,890 円	152,600 円
3.3 ㎡	25,200 円	168,000 円
4.0 ㎡	30,540 円	203,600 円
5.0 ㎡	38,190 円	254,600 円
6.0 ㎡	45,810 円	305,400 円
7.0 ㎡	53,460 円	356,400 円
8.0 ㎡	61,080 円	407,200 円
10.0 ㎡	76,380 円	509,200 円
12.0 ㎡	91,650 円	611,000 円
20.0 ㎡	152,760 円	1,018,400 円

改定後 2,800 円/㎡（消費税込）

面積	短期分納（3年分）	長期分納（20年分）
1.2 ㎡	10,080 円	67,200 円
1.5 ㎡	12,600 円	84,000 円
2.5 ㎡	21,000 円	140,000 円
3.0 ㎡	25,200 円	168,000 円
3.3 ㎡	27,720 円	184,800 円
4.0 ㎡	33,600 円	224,000 円
5.0 ㎡	42,000 円	280,000 円
6.0 ㎡	50,400 円	336,000 円
7.0 ㎡	58,800 円	392,000 円
8.0 ㎡	67,200 円	448,000 円
10.0 ㎡	84,000 円	560,000 円
12.0 ㎡	100,800 円	672,000 円
20.0 ㎡	168,000 円	1,120,000 円

### 芝生墓所

改定前 4,072 円/㎡（消費税込）

面積	短期分納（3年分）	長期分納（20年分）
2.5 ㎡	30,540 円	203,600 円

改定後 4,500 円/㎡（消費税込）

面積	短期分納（3年分）	長期分納（20年分）
2.5 ㎡	33,750 円	225,000 円

# 飯盛霊園 墓所使用者募集

## 申込みのご案内 (R8.4~R8.9 版)



### 受付方法

#### 飯盛霊園組合窓口での受付(先着順)

※郵送受付はいたしません。

※お申込には申請者ご本人様の住民票（本籍地・転入届出日記載）が必要です。

### 受付日時

9:00~17:30（土・日・祝 年末年始も受付しています）

お問い合わせ先

飯盛霊園組合 管理課

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原 448 番地

Tel. **0743-78-1195**

Fax.0743-78-1196

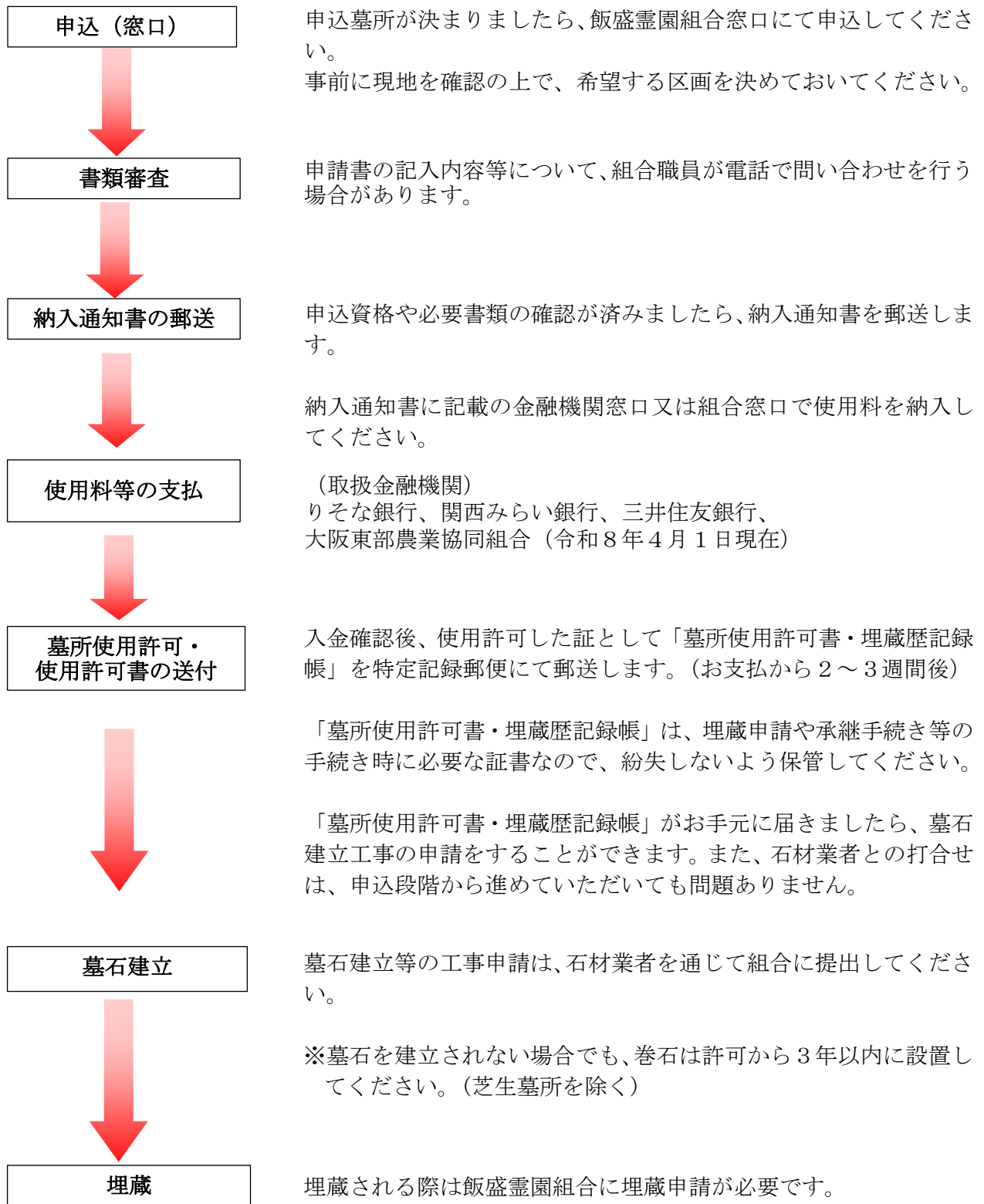
<https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>



# 目次

申込の流れ	3
申込資格	4
申込についての注意事項	4
申込方法	5
申込必要書類	5
使用料等のお支払方法、使用許可	5
墓所の位置・配置等	6
「墓所使用許可申請書」の記入例	7
霊園使用上の注意事項等	9

## 申込の流れ



## 申込資格

下記の条件にあてはまる必要があります。

- (1) 祭祀を主宰する方又は自己のために使用しようとする方
- (2) 飯盛霊園の関係条例、規則等のきまりを遵守できる方

申込みができる墓所、永代使用料

住所要件	申込みができる墓所	永代使用料
関係市在住期間2年以上	全ての墓所	通常
関係市在住期間2年未満		5割増
上記以外	一部の新規墓所は対象外(※1)	5割増

関係市…守口市・門真市・大東市・四條畷市

- ※ 関係市在住期間が2年未満の場合は永代使用料が5割増となります。
- ※ 関係市以外にお住まいの方は一部の新規墓所が対象外とする場合があります。
- ※ 関係市に住所を有する資格で申込された方が、使用許可日までに関係市外に転出された場合は資格条件が変わるため申込が無効となる場合があります。

## 申込みについての注意事項

- 1 申込は必ず祭祀を主宰する方の名義で申込してください。
  - ※「祭祀を主宰する」とは、故人のご遺骨を守り、故人の祭日（命日等）に中心となって祭事（法事等）を行う方のことです。

祭祀を主宰する方以外の名義で申込されますと、墓碑の建立や納骨手続きができないなどの問題が発生し、適正な墓所使用ができなくなります。

将来紛争の種になる場合もあり、事情によっては不正使用として使用許可の取消や、「過料」を科されるなどの罰則規定（飯盛霊園条例第20条・第54条）もありますので、申込名義については十分ご検討のうえ申込してください。
- 2 使用許可する墓所区画は、一定の条件の下に使用者に永代的な使用を認めるもので、使用者自らが祭祀を行うための目的以外に使用することはできず、他者と共有することや転貸することはできません。
- また、使用者の死亡により使用権を承継等する場合において、祭祀を主宰する者でなければ移転することができません。
- 3 利用する区画を明示するために圍障（巻石）を3年以内に設置しなければなりません。（芝生墓所を除く）
- 4 墓所には次の物以外は埋蔵することができません。（犬などの動物は埋蔵できません。）
  - (1) 焼骨
  - (2) 遺髪、爪等
  - (3) 焼骨を埋蔵してあった部分の土

## 申込方法

飯盛霊園組合窓口にて先着順で受付しています。必要書類を添えて申してください。

※受付開始 9:00 にご来庁の方で申込墓所が同一の場合や同時に多数の申込がある場合は抽選を実施します。

※現地墓所へのご案内はできません。必ず事前に現地をご覧になり、ご希望の墓所を確認しておいてください。

## 申込必要書類

- (1) 墓所使用許可申請書（組合窓口にてお渡しします。）
- (2) 誓約書（組合窓口にてお渡しします。）
- (3) 申請者の住民票（「本籍地」及び「住民となった年月日」の記載された、発行日から3カ月以内のもの。マイナンバー記載のものは不可）  
※関係市資格で申込される方で、申込時に住民票を持参されない方は、関係市に在住していることを確認できる書類を持参してください。住所が確認できない場合は関係市民限定の墓所を申込することはできませんので、ご注意ください。  
（確認書類の例：運転免許証、公共料金の領収書など）
- (4) その他：事情によって、新たに書類の提出をお願いする場合があります

## 使用料等のお支払方法、使用許可

書類審査が済み次第、納入通知書を郵送します。

納入通知書に記載の取扱金融機関窓口、または組合窓口（いずれも現金）にて期限までに納入してください。

### ■ お支払いいただく費用について

いずれも納入期限は選定日から約2週間後となります。

### ○ 永代使用料

永代使用料は、申込された墓所区画について、一定の条件の下に使用者に永代的な使用を認めるための使用料です。関係市内に住所を有する期間が2年を経過していない場合や関係市外の場合は、5割増となります。

### ○ 維持費（「長期分納(20年分)」または「短期分納(3年分)」のいずれかを選択してください。）

維持費は、霊園の広場、園路、樹木等の各種施設を維持管理するための経費として、「短期分納（3年分）」と「長期分納（20年分）」のいずれかを選択し前納していただくものです。（維持費は使用許可した墓所内の維持管理を行う費用ではありません。使用墓所内の清掃及び墓碑等の管理は各使用者ご自身で行ってください。）

※維持費の金額は、必要に応じて改定されることがあります。

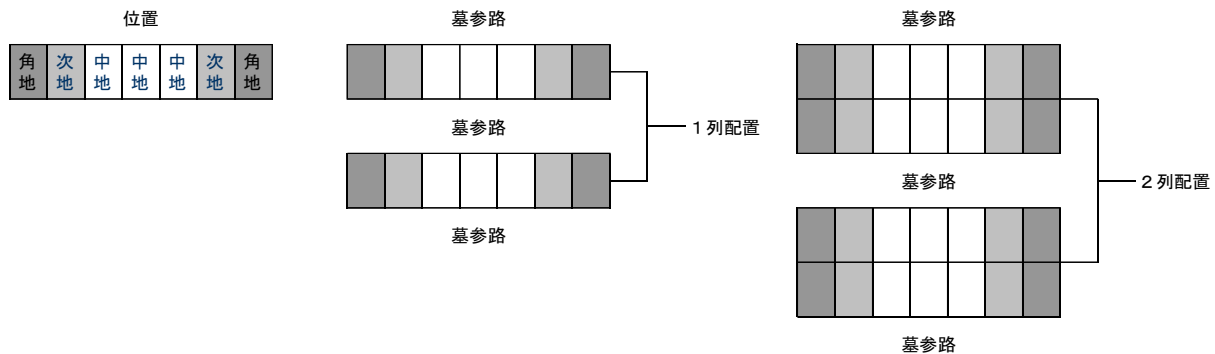
### ■ 使用許可（お支払から約2～3週間後）

入金確認後、使用許可した証として墓所使用許可書、埋蔵歴記録帳を郵送します。

墓所使用許可書は墓所の使用权を証するもので、手続の際に必要なになりますので、大切に保管してください。

使用許可した墓所は、どのような事情があっても変更することはできません。

## 墓所の位置・配置等



### ■ 使用履歴(返還墓所)

「既」・・・既使用 以前に納骨、石碑等の建立があった墓所

「未」・・・未使用 巻石を施工しただけ、または何もしなかった状態の墓所

### ■ 巻石(返還墓所)

募集墓所一覧表(別紙)の巻石欄「有」については、資源の有効利用を考え、墓所返還時の撤去義務を免除したもので、前使用者が設置した巻石が残されている墓所です。

現状での引き渡しですので、使用を希望される場合は、巻石の状態を確認いただいた上でお申込みください。以後は墓所使用者の所有物となり、管理及び維持補修等の負担は墓所使用者の責任によって行っていただきます。

既設巻石を撤去し新しく巻石を設置される場合は、組合の負担で既設巻石を撤去します。

### ■ 芝生墓所(カロート)

芝生墓所は既にカロートが設置されています。許可後は使用者自身で管理してください。ただし、カロートの改造はできません。

### ■ その他

下記の区画については、墓碑等設置に詳細な制限がありますので、選定される前に必ずご確認ください(P16 建立基準図参照)。

- 2区
- 7区12列
- 13区12列・13列

## 「墓所使用許可申請書」の記入例

申請書等は次の記入例を参考に記入してください。

墓所使用許可申請書					
申請日		令和8年4月1日			
飯盛霊園組合 管理者 宛					
次のとおり飯盛霊園の個別墓所を使用したいので、飯盛霊園個別墓所使用規則第3条の規定により、申請します。					
申請者	本籍	四條畷市大字下田原2951番地			
	住所	〒 575-0012 四條畷市大字下田原448番地 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市内(関係市に引き続き2年以上在住) <input type="checkbox"/> その他			
	電話①	0743-78-1195	電話②	-      -	
	フリガナ	イイモリ	タロウ	フリガナ	
	氏名	飯盛	太郎	通称名	(外国人で通称名を使用の場合記入)
	生年月日	大 昭 平      55 年 12 月 2 日			
申請墓所		○ 区      ○ 列      ○ 号 (△ m <sup>2</sup> )			
初回納付維持費		<input checked="" type="checkbox"/> 長期分納維持費(20年) <input type="checkbox"/> 短期分納維持費(3年)			
添付書類	(1)住民票の写し(本籍地、住民となった年月日が記載されたもの) (2)その他管理者が必要と認める書類				

※裏面も記入箇所があります

## 墓所申込のご事情等について

### 申込目的

自分と家族の将来のため

現在、祭祀している焼骨がある

・故人(所持している焼骨)のお名前、申請者との続柄

( 飯盛 正雄 : 父 )

・焼骨の保管方法

自宅

他の墓所等

### 承継予定者(現在の予定であって将来の承継を決定するものではありません)

・承継予定者の氏名、続柄 ( 飯盛 花子 : 妻 ) 未定

・その他の相続人の氏名、続柄

( 飯盛 太郎 : 長男 )

( : )

( : )

( : )

### 墓所位置照会(墓所区画の位置を他人に教えること)

希望します

希望しません。墓所位置照会業務に関する届出書を提出します

## 霊園使用上の注意事項等

ご使用にあたっての注意事項

### 1 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳

墓所の使用を許可した証として「墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳」を交付します。

墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳は、飯盛霊園のお墓を使用する権利を証明する大切な証書です。ご遺骨を埋蔵する場合やお墓の工事をする場合など諸手続の際に必要となります。

必ず使用許可を受けた人(使用者)が保管し、決して他人に預けたり貸したりするようなことはしないでください。

使用者の死亡等により使用権を移転しようとする場合は、速やかに手続きをしてください。

### 2 墓所を使用する権利(使用权)

使用許可する墓所区画は、一定の条件の下に使用者に永代的な使用を認めるもので、使用者自らが祭祀を行うための目的以外に使用することはできず、他者と共有することや転貸することはできません。

また、使用者の死亡により使用権を承継等する場合において、祭祀を主宰する者でなければ移転することができません。

### 3 使用許可の取消

次に該当するような場合は、使用許可を取り消すことがあります。使用許可が取り消された場合、使用者は使用墓所を原状に回復し返還しなければなりません。

(1) 使用墓所の許可に付した条件に違反したとき

(2) 一般墓所及び壁型墓所の使用許可を受けた日から囲障を設置することなく3年を経過したとき。

(3) 維持費を4年間滞納したとき。

(4) 飯盛霊園条例第 16 条の規定に違反して使用権を移転し、又は転貸したとき。

(5) 法令又はこの章の規定若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

### 4 使用权の消滅

次のような場合は使用权が消滅します。

(1) 使用者が死亡した日から起算して4年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。

(2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

(使用权が消滅したときは、その墓所を無縁墓所とみなし、管理者の定める場所に改葬し、又は所在物件の移転を行うことがあります。)

### 5 使用墓所内の管理

使用墓所内の清掃、墓石や植栽などの維持管理は使用者が行っていただき、清潔に保つよう努めてください。食べ物等をお供えされる場合は使用墓所に残さずにお持ち帰りください。

墓所内に植樹する場合は、枝葉や落葉などにより近隣の墓所に迷惑がかからないよう十分な管理をしてください。

墓所内に生えた雑草等が伸びると近隣の墓所に迷惑がかかることとなりますので、墓石を建立していない場合であっても、除草などの手入れを行ってください。

設置された巻石や墓石等も年月が経過すると傾いたりするなどして、周囲に危険を及ぼすような場合があります。使用墓所内に設置したものが他人に迷惑を及ぼす恐れ等がある場合は、速やかに修理するようにしてください。

### 6 埋蔵物の制限

墓所には次の物以外は埋蔵することができません。(犬などの動物は埋蔵できません。)

(1) 焼骨

(2) 遺髪、爪等

(3) 焼骨を埋蔵してあった部分の土

### 7 維持費

維持費は、霊園の広場、園路、樹木等の各種施設を維持管理するための経費として、「短期分納(3年分)」と「長期分納(20年分)」のいずれかを選択し前納していただくものです。(維持費は使用許可した墓所内の維持管理を行う費用ではありません。使用墓所内の清掃及び墓碑等の管理は各使用者ご自身で行ってください。)

維持費の納入時期が到来する10日前までに、納入通知書を送付いたしますので、下記のいずれかの場所で期限までに納入してください。

納付場所(取り扱いの詳細は納付書に記載している事項をご確認ください)

- (1) 飯盛霊園組合窓口(現金)
- (2) 取扱金融機関の本店又は支店の窓口(現金)
- (3) コンビニエンスストア(現金)
- (4) スマホ決済アプリ

・コンビニエンスストア・スマホ決済アプリでは、金額が30万円を超える納付書、納入期限を過ぎた納付書は取り扱いができません。

・維持費を納入された場合は、組合事務所で墓所使用許可書の維持費欄に納入事項の証明を受けてください。

・維持費の金額は、必要に応じて改定される場合がありますが、この場合でも、すでに納められた期間の分については、追加請求はいたしません。

## 8 囲障の設置

一般墓所及び壁型墓所は、利用する区画を明示するために囲障(巻石)を3年以内に設置しなければなりません。

## 9 石材工事

石材工事は、使用者と施工業者(石材店等)との連名で臨時使用許可申請書等を提出してください。(17 お墓の工事(囲障(巻石)や墓碑等を設置する場合)参照)

※使用者以外の者が石材工事を申請することはできません。使用者が死亡している場合は承継手続き(12 使用権を移転するとき(承継等)参照)が完了するまでは石材工事ができません。

当霊園では石材店の指定制度は採用しておりませんので、当霊園の規則を理解し、守っていただける事業者であれば、どの事業者でも施工できます。ただし、当霊園で初めて施工する石材店には、「飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書」を提出していただく必要がありますので、事前に組合へ問い合わせるようお伝えください。

霊園内での客引き行為は条例で禁止しています。霊園内で客引き等の迷惑行為にあわれた場合は、組合にご連絡ください。また、墓石の施工等で石材店が霊園内で作業していることなどがありますが、使用者の皆様が石材店に声をかけたりすることもお控えください。

## 申請・届出

### 10 焼骨の埋蔵

焼骨を墓所に埋蔵されるときは、墓地、埋葬等に関する法律及び飯盛霊園条例により、組合への届出が必要です。届出がなければ組合で墓籍の管理ができませんので、必ず手続きをしてください。

#### 【注意】

- ・飯盛霊園には焼骨(火葬した遺骨)でないと埋蔵することはできません。
- ・使用者が祭祀している焼骨でなければ、埋蔵することはできません。
- ・埋蔵は、周囲の墓所に影響が生じない方法で行ってください。

(手続きに必要なもの)

- 埋蔵許可申請書(組合窓口にあります。)
- 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- 火葬許可証、改葬許可証又は分骨を証する書類(いずれも原本)

※すでに墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている遺骨を飯盛霊園に埋蔵する場合は、改葬許可証が必要になります。5ページ記載の「改葬手続きについて」をご確認いただき、あらかじめ改葬の許可を得てください。

- 手数料……………800円(令和8年9月30日まで)
- ……………1,000円(令和8年10月1日以降)

※直系親族以外の者を埋蔵しようとする場合は、祭祀の事情を確認させていただきます。追加の書類が必要となる場合がありますので、事前に必ず組合に確認をし、許可を受けてください。事情によっては許可することができない場合がありますので、ご注意ください。

## 11 改葬手続きについて

すでに墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている遺骨を他の墓地等に移すことを「改葬」といい、「改葬許可証」が必要となります。

改葬許可証は、現在遺骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場が発行しますので、申請手続きについては、各市町村役場にお問い合わせください。

### 【他の墓地や納骨堂から飯盛霊園への改葬手続き】

#### (1)「改葬許可申請書」の入手

現在遺骨が納骨されている墓地の所在する市区町村で「改葬許可申請書」の用紙を入手する。

#### (2)「埋蔵(収蔵)証明書」の入手

現在、遺骨が納骨されている墓地等の管理者から「埋蔵(収蔵)証明書」を入手する。

※改葬許可申請書に証明欄がある場合もあります。

#### (3)改葬許可の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地等の所在する市区町村で「埋蔵(収蔵)証明書」を添付し、改葬許可の申請をして、「改葬許可証」の交付を受ける。

※遺骨の改葬先を確認するために、墓所使用許可書の提示を求められることがあります。

※受入証明書の提出が必要な場合は、本組合にお問い合わせください。

#### (4)焼骨の引き取り

焼骨が埋蔵されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を引き取る。

※土葬骨の場合は火葬場で火葬してください。

#### (5)焼骨の埋蔵

飯盛霊園で埋蔵手続きをして、墓所に焼骨を埋蔵する。

### 【飯盛霊園から他の墓地等への改葬手続き】

#### (1)焼骨埋蔵証明書の発行

飯盛霊園組合事務所に「焼骨埋蔵証明申請書」を提出し、「焼骨埋蔵証明書」の発行を受けてください。(四條畷市の改葬許可申請書上に証明を記載します)

(飯盛霊園で焼骨埋蔵証明書を発行する手続きに必要なもの)

- 焼骨埋蔵証明申請書
- 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- 手数料・・・・・・・・300円

(2)四條畷市生活環境課で改葬許可の申請をして、「改葬許可証」の交付を受ける。

#### (3)埋蔵焼骨の取り出し

(2)で交付を受けた改葬許可証を飯盛霊園組合事務所に提示し、墓所から焼骨を取り出す。

#### (4)焼骨の埋蔵

新しい墓地等の管理者に改葬許可証を提出し、焼骨を納骨する。

## 12 使用権を移転するとき(承継等)

使用者の死亡等により墓所の祭祀を承継して使用される場合は、速やかに手続きをしてください。墓所を使用する権利は、下記に記載する場合のほかは移転することができません。

また、使用権の承継等をしようとする者は祭祀を主宰する者でなければなりません。

#### (1)使用者の死亡

(2)婚姻又は養子縁組によって氏を改めた者が使用者であって、その者が離婚し、又は離縁した場合。

(3)婚姻により氏を改めた者が使用者であって、配偶者の死亡により、その者が婚姻前の氏に復し、又は姻族関係を終了させた場合。

(4)婚姻又は養子縁組により氏を改めた者が使用者であって、その婚姻又は養子縁組が取り消された場合。

(5) (1)～(4)のほか、使用者が祭祀の主宰を行うことが困難になった場合、その他管理者がやむを得ない事情があると

認める場合で、使用者が使用権の移転に同意した場合。

※「祭祀を主宰する者」とは、前使用者からお墓を引き継ぎ守っていくとともに、法要等の施主を務めるなど、前使用者及び祖先などの供養をおこなっていく者のことをいいます。

※使用者が死亡した日から起算して4年を経過しても祭祀を主宰する者がいないときは、飯盛霊園条例の規定により、使用権が消滅しますので、ご注意ください。

(手続きに必要なもの)

承継者と現使用者との続柄や事情によって提出していただく書類が異なります。

申請される場合は、個別に事情を伺ったうえで、必要書類をご案内させていただきますので、必ず事前に組合に必要な書類をご照会ください。

(書類の例)

- 墓所承継使用許可申請書(組合窓口にあります。)
- 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- 承継の原因を証する書類(火葬許可証等)
- 承継者の要件を証する書類(遺言書、葬儀の領収書など、現使用者を祭祀していることが確認できる書類等)
- 承継者の戸籍謄本等本籍地を証明する書類
- 使用者と承継者の関係を明らかにする書類(戸籍謄本等)
- 承継者の印鑑登録証明書
- その他管理者が必要と認める書類

※事情によっては承継者以外の方の署名・実印捺印、現使用者の相続人が全員確認できる戸籍等をお願いすることがあります。

- 手数料……3,000円(令和8年9月30日まで)  
……5,000円(令和8年10月1日以降)

### 13 住所等を変更したとき

住所(住居表示変更を含む)や本籍地、氏名を変更されたときは、速やかに組合へ届出をしてください。

届出をされない場合、組合からの郵便物が届かず、住所不明扱いとなる場合もあります。住所不明のまま7年が経過しますと、使用権が消滅することにもなりますので、ご注意ください。

(手続きに必要なもの)

- 住所等変更届出書(組合窓口にあります。)
- 墓所使用許可書
- ◎ 本籍・氏名変更のとき……戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ◎ 住所変更(転居)のとき……住民票の写し、運転免許証など公的証明書類
- ◎ 住居表示変更のとき……住居表示変更証明書、

### 14 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳を紛失したとき

「墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳」を紛失または汚損したときは、再交付の手続きをしてください。

墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳は、墓所の使用権を証明する大切な証書です。焼骨を埋蔵する場合やお墓の工事をする場合など諸手続の際に必要となります。使用許可を受けた人(使用者)が保管し、決して他人に預けたり貸したりするようなことはしないでください。

(手続きに必要なもの)

- 墓所使用許可書再交付申請書(組合窓口にあります。)
- 使用者本人が申請に来られる場合……使用者本人を確認できる公的書類  
(運転免許証等)
- 使用者以外の方が申請に来られる場合…実印及び印鑑登録証明書
- 手数料……810円(令和8年9月30日まで)  
……1,200円(令和8年10月1日以降)

## 15 お墓を引き継ぐ人がいない場合

「祭祀を引き継ぐ人がいない」等の理由でお墓の管理を続けることができない場合は、組合にご相談ください。

飯盛霊園には合葬式墓所(合葬墓「虹の丘」)を設置しております。

合葬墓「虹の丘」は、飯盛霊園組合が管理するお墓です。個人で墓石を建立したり承継する必要はなく、安心して使用いただける墓所です。

使用している墓所の祭祀の引き継ぎが心配なときは、組合にご相談ください。合葬式墓所の使用料や改葬手続きなどをご案内させていただきます。

## 16 返還(お墓が不要になったとき)

他の霊園を確保したり、遠隔地に転居したりするなどの理由で当霊園の墓所が不要となりましたら、返還の届出をお願いします。

墓所を返還される場合は、遺骨を改葬するとともに、自費により使用していた墓石などを撤去し原状に回復しなければなりません。

※墓所の原状回復について

(1) 一般墓所及び壁型墓所: 囲障、墓石及びすべての付属品の撤去、整地

(2) 芝生墓所: 墓石、台石及びすべての付属品の撤去

使用墓所を原状に回復し、返還の手続きをされた方には、下記の区分により既納の使用料、維持費を還付することができます。

【使用料の還付について】

(1) 令和9年3月31日まで

使用許可よりの経過年数	金額	
	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の年数	既納永代使用料の3分の2の額	既納永代使用料の3分の1の額
3年を超え6年以内の年数	既納永代使用料の2分の1の額	既納永代使用料の4分の1の額
6年を超える年数	既納永代使用料の3分の1の額	既納永代使用料の6分の1の額

未使用: 使用していない状態、巻石を施工しただけの状態

既使用: 石碑又は木標等の碑を建立した状態、焼骨を埋蔵した状態

(2) 令和9年4月1日以降

使用許可よりの経過年数	金額	
	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の年数	既納永代使用料の3分の2の額	既納永代使用料の3分の1の額
3年を超え6年以内の年数	既納永代使用料の2分の1の額	既納永代使用料の4分の1の額
6年を超え20年以内の年数	既納永代使用料の3分の1の額	既納永代使用料の6分の1の額

未使用: 使用していない状態、巻石を施工しただけの状態

既使用: 石碑又は木標等の碑を建立した状態、焼骨を埋蔵した状態

【維持費の還付について】

既納の維持費は、その納付済期間のうち、未到来の年数に応じてこれを精算して還付することができます。この場合において、未到来の年数に1年未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。

(手続きに必要なもの)

申請される場合は、個別に事情を伺ったうえで、必要書類をご案内させていただきますので、必ず事前に組合に必要書類をご照会ください。

(書類の例)

- 墓所返還届(組合窓口にあります。)
- 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- 実印及び印鑑登録証明書

※墓所の使用状況によりその他の書類の提出をお願いする場合があります。

## 17 お墓の工事(囲障(巻石)や墓碑等を設置する場合)

お墓の工事をする場合は、墓碑等の設置基準のほか、下記のことを守ってください。

(1) 普通墓所、壁型墓所

- ①使用する区画を明示するために囲障(巻石)を3年以内に設置してください。
- ②使用許可を受けた区域以外に植物を植えたり、物を設置することはできません。

(2) 芝生墓所

- ①すでにカロートが設置されています。許可後は使用者自身で管理してください。ただし、カロートの改造はできません。
- ②カロートの範囲を超えて植物を植えたり、物を設置することはできません。

【工事の手続】

お墓の工事をする場合、使用者と施工業者(石材店等)との連名で工事着手日の 14 日から3日前(当該日数の計算に当たっては、組合の休日は含まない。)までに臨時使用許可申請書に図面等を添付し、組合事務所に提出してください。

軽微な工事であっても必ず申請が必要です。届出のない工事は直ちに中止し、原状に回復していただきます。

石材業者に施工依頼されるときは、墓所使用許可書を確認のうえ、墓所使用者名、墓所番号、許可番号、面積を正確にお伝えください。

お盆・お彼岸の期間、年末年始、土、日、祝日等は、工事申請及び施工はできません。

(墓碑等工事に必要な書類)

- (1) 霊園臨時使用許可申請書
- (2) 墓石等建立図
- (3) その他詳細図 等

※工事後に組合職員が墓所番号の記載されたプレート巻石に貼り付けします。

刻入する文字の基準

墓碑等を設置する際の文字の基準は下記のとおりです。

- (1) 墓碑等に建立者として使用者の姓名を記すこと
- (2) 墓碑等に家名を記すときは、使用者の姓とすること

「使用者の姓以外の姓を家名として記すこと」は、特に必要があると認める場合、許可することがありますので、このような場合は組合にご相談ください。

・墓碑や霊標に刻入する場合は、図面に墓所使用者と刻入する者との続柄を記入してください。使用者との続柄が確認できない場合は申請を受理することができませんので、正確に施工事業者にお伝えください。

・直系親族以外の者を刻入しようとする場合は、祭祀の事情を確認させていただきます。追加の書類が必要となることがありますので、事前に必ず組合に確認をし、許可を受けてください。事情によっては許可することができない場合がありますので、ご注意ください。

墓碑等の設置基準

区	列	種別	囲障(巻石)の高さ (組合の定める基準点より)	墓碑の高さ (巻石上面より)	玉垣の高さ (巻石上面より)	植栽
1区	全域	平面墓所	50cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
2区	全域	規格墓所	基準図(1)による		設置できない	50cm以下
3区	1~24列	平面墓所	50cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
	25~28列		30cm以下			
4区	1~28列		50cm以下			
	30~35列		30cm以下			
5~6区	全域					
7区	12列以外					
7区	12列	壁型墓所	基準図(2)による		設置できない	50cm以下
8~11区	全域	平面墓所	30cm以下	2m以下※	50cm以下	2m以下
12区	1・4 7~10列					
13区	1・4列					
12区	2・3 5・6列	スロープ墓所	施工参考図による			
13区	2・3 5~9列					
13区	12・13列	芝生墓所	設置できない	基準図(3)による	設置できない	植栽できない

※他所より移転するものを除く

(1) 囲障(巻石)は境界からそれぞれ1cm以上控えて設置してください。

(2) 囲障の基準点は、全体の景観や排水傾斜等を考慮して組合で定めています。

地形によっては、仕上がりが階段状になる箇所や、隣接墓所と高さを合わせるために基準以上の寸法(高さ)を必要とする場合がありますので、あらかじめ組合に基準点の確認をしてください。

墓参路 GL から巻石上面までの設置高は、地形によって異なります。組合の指示に従って設置してください。

(3) 既に設置されている囲障等が基準以上の寸法で施工されていた場合でも、新たに設置する場合は現在の基準に合わせて施工してください。

(4) 他所より移転する墓石が組合の規格を超える場合は、墓石が現在設置されている状態の写真を添付してください。

(5) 墓所内に設置する付属品の高さ制限は、墓碑の高さを基準としますが、その設置物が囲障(巻石)の上面にかかる場合は玉垣の高さ制限を適用します。

灯籠や霊標などを設置しようとする時、土台部分が囲障内にあっても傘部分などが囲障上の空間にかかる場合は、玉垣の制限高を適用し、基準外の施工となり許可することができませんので、設置位置については事前に十分確認してください。

(6) 巻石と玉垣を一体のデザインで作る場合は、囲障の制限高と玉垣の制限高の合計を施工の上限としますので、事前に組合にご相談ください。

※高さが玉垣の制限高以内のものは巻石上面に設置できますが、万一設置物の角が墓参者に触れたりした場合、ケガをする恐れもあります。危険防止のため極力内側に控えて設置していただきますようご協力をお願いします。

※1区の 1.2 m<sup>2</sup>墓所については、例外として巻石上面に霊標を設置することができます。

(7) 使用墓所内に犬、猫等のペット類の埋蔵を想起させるようなモニュメント類の設置、刻入等は一切できません。(単なるオブジェとしての設置は可)

#### 工事に当たっての注意事項

(1) 施工の際は、霊園施設や周囲の墓碑等を損傷しないように細心の注意を払ってください。

(2) 基礎を施工する際には、隣接する墓所に基礎コンクリートがはみ出さないように注意し、掘削は周囲の設置施設に影響がないよう注意しておこなってください。掘削時に発生した土や石は持ち帰って処分してください。

(3) 霊園内は墓参者に十分注意して走行し、決められた場所以外に車両を乗り入れないようにしてください。

(4) クレーンを使用する場合は周囲の施設等に十分注意してください。また、足場が植栽帯に入ったりして植栽を傷めることのないよう注意し、必ず地面との間に衝撃吸収材を挟んでください。

(5) 土、砂利等は直接道路等に置かず、「シート」を使用してください。

(6) 墓石等の搬入、据付の作業を行う際には、合板等を敷くなどして、舗装面や芝生を保護してください。

(7) 工事に伴って発生した残土及びモルタル、弁当等のゴミ等は園内に捨てず、すべて持ち帰ってください。

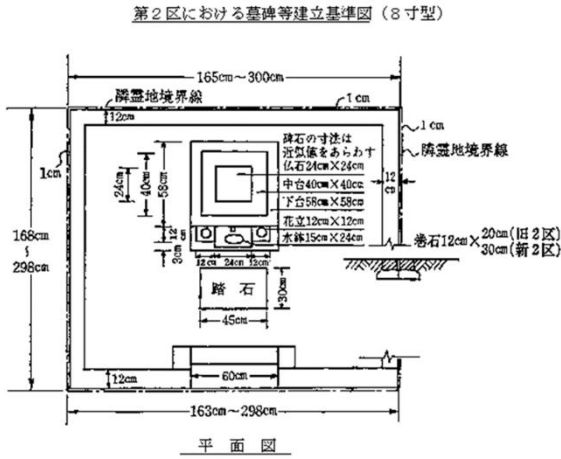
(8) 水道蛇口にホースを繋いで墓石洗浄等に使用することは禁止します。

(9) 工具等洗浄は、霊地近くの立水栓は使用せず、指定された場所のみで行ってください。必ず残ったモルタル等を取り除いた上で洗浄してください。洗浄した水を他の雨水桝に流さないでください。

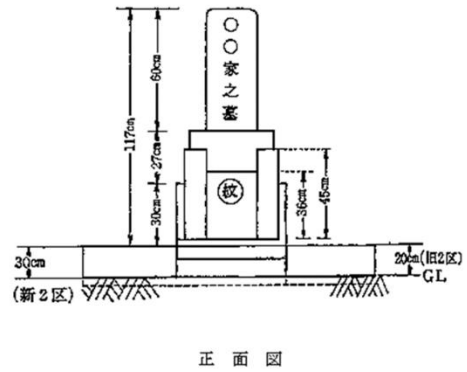
※違反が認められた場合は、霊園施設の保全のため、すべての施工業者に対し霊園内での工事用具の洗浄を認めることができなくなりますので、ご了承ください。

(10) 作業終了後は必ず周囲の清掃を行い、工具及び資材は持ち帰ってください。

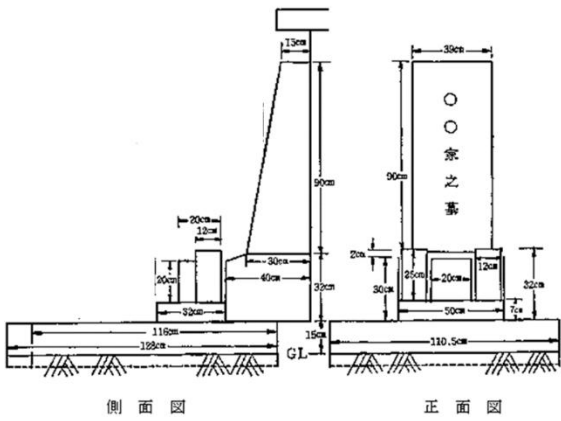
●基準図(1)規格墓所(第2区)における墓碑等建立基準図



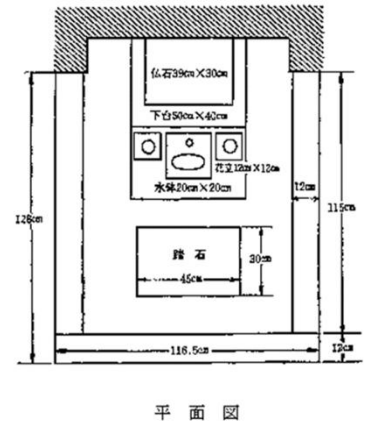
(注) 本図面以外に取り付けられることができるもの  
 ・水子地蔵 ・霊標 ・塔婆立て ・ローソク立て  
 ・経机 ・供物台 ・物置台 ・線香立て



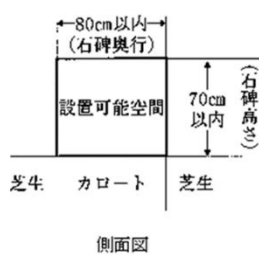
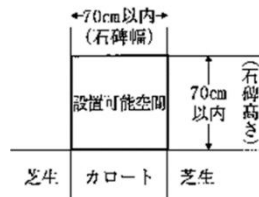
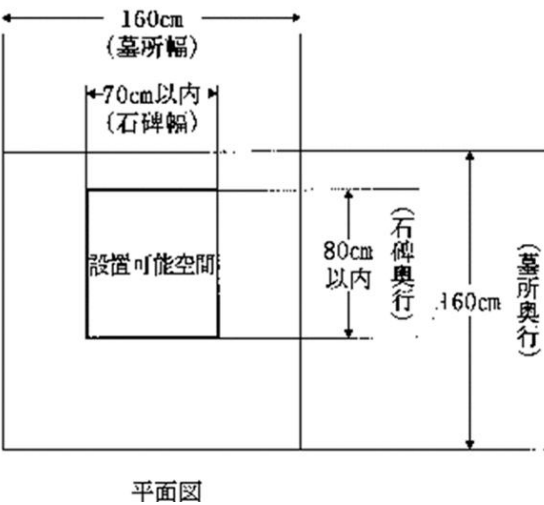
●基準図(2)壁型墓所における墓碑等建立基準図



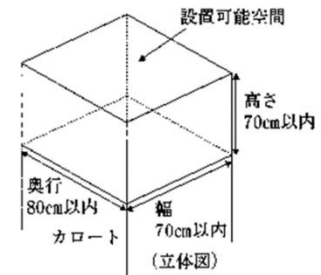
(注) 本図面以外に取り付けられることができるもの  
 ・水子地蔵 ・霊標 ・塔婆立て ・ローソク立て  
 ・経机 ・供物台 ・物置台 ・線香立て



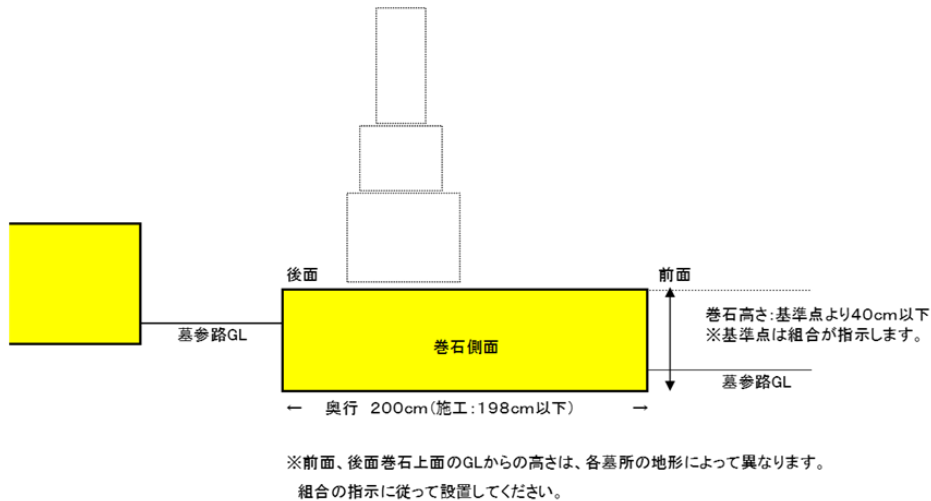
●基準図(3)芝生墓所における墓碑等建立基準図



- 1 石碑等はカロート上部の設置可能空間内で設置してください。  
(幅70cm、奥行80cm、高さ70cm)
- 2 花立、ローソク立て、水鉢等も上記設置可能空間内に設置してください。
- 3 上記設置可能空間以外に生垣、囲障等を設置したり、植栽をすることはできません。
- 4 ローソク立等、火気使用物を設置する場合は、火災にならないよう配慮したものを設置してください。
- 5 カロートの変更はできません。



●施工参考図 スロープ墓所における巻石施工参考図



お願い

18 お供えについて

墓所内に供物やコップ類を放置されますと、カラスや野生動物が供物を食い荒らし、供花や花筒、線香立てなどを散乱させるといった被害が増加することになります。

供物やコップ類は風によっても散乱し、墓所周辺を汚したり、ガラス類が飛散したり大変危険なものとなります。

カラスや野生動物からの被害を減らすため、また、霊園の清潔保持のため、供物は必ず持ち帰ってください。

その他、墓参の際にお持ちいただいたものは、できるだけお持ち帰りください。ごみ箱に食べ物が入っているとカラスや野生動物が食い荒らす原因となります。ゴミの減量にご協力いただきますようお願いいたします。

不要になった骨壺や卒塔婆はごみ箱に捨てずに組合窓口までお持ちください。

なお、お供えされた花はそのままでも問題ありませんが、枯れてしまっているものについては衛生、美観等の観点から組合で定期的に回収しています。

【お持ち帰りいただくもの】

- ・お菓子、くだもの等の供物
- ・ペットボトルや弁当の空き箱など

【霊園内で捨てられるもの】

・墓参の際に処理された墓所内の雑草や樹木の剪定枝などは、近くのゴミ箱に入れるか、ゴミ箱の横に置いてください。墓参路に放置することはしないでください。

19 落葉や剪定枝等の再資源化について

本組合では、落葉や剪定枝等の再資源化に取り組んでいます。

落葉や剪定枝等は、細かく砕いて腐葉土などに再資源化しています。

再資源化によって生まれた腐葉土等は園内植栽の土壌改良等に活用していますが、余剰分については霊園を利用される方などに配布をしていますので、ご自由にお持ち帰りください。

20 手桶などの用具について

手桶やひしゃく用具は霊園の各所に配置しています。ご自由に利用いただけますが、使用後は所定の手桶置場に戻してください。

21 ペットを連れての墓参について

ペットと一緒に墓参される場合は、必ずリード等をつなぎ、放すことがないようにしてください。

霊園内でペットを放されますと、他の墓参者が怖い思いをしたり、糞の不始末など大変迷惑となったりします。

ペットと一緒に墓参される場合は、同伴者としての責任ある管理をお願いします。

## 22 車両の駐車について

飯盛霊園内の各所に駐車場を設けておりますが、園路に駐車していただくことも可能です。園路に駐車する際は、他の車両の妨げとにならないようお願いいたします。

なお、車両のトラブルなどに関しては組合で対応しかねますので、加入されている保険のロードサービスなどにご相談ください。

## 23 墓参の際のご注意

車を止めてお墓参りをされるときは、しっかりと鍵をかけるとともに、貴重品を残さないようにしてください。

また、墓参中の置き引き被害に遭わないために、墓参の際には手荷物から目を離さないようにしてください。

## 24 火災の予防について

線香やロウソクの火は少量でも火災の原因となります。火の取扱いには十分ご注意ください。

その他

## 25 墓所位置照会業務について

お墓参りをされる方で墓所の番号がわからない方に対して、墓所使用者や埋蔵者の氏名からお墓の位置を検索してお墓の位置を地図上に案内する業務です。

この案内が不要とされる使用者の方は届出をしていただくことで、墓所位置照会業務を停止することができます。

### 【墓所位置照会業務を停止した場合の対応について】

・お墓の位置の案内は墓所区画の番号がわかる場合にのみ行います。

(氏名での検索は原則として行いませんので、お参りされる方には使用者からあらかじめ区画の番号をお伝えください)

・使用に関すること等のお問合せ対応は窓口(対面)のみとなり、電話での対応はできません。(お問合せの際には墓所使用者であることの本人確認書類が必要です)

(墓所位置照会業務停止に必要な書類)

・墓地位置照会業務に関する届出書

・墓所使用者本人であることが確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

## 26 霊園だよりの発行・ホームページについて

使用者の方に、年に1度「霊園だより」をお届けします。各種手続きなどに変更があった場合は、霊園だよりでお知らせします。

組合ホームページでも様々な情報をお知らせしておりますので、ご利用ください。

飯盛霊園組合ウェブサイト

<https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

## 飯盛霊園条例(抜粋)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、飯盛霊園の設置及び管理並びにその使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置、名称及び位置)

第2条 組合に霊園を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

飯盛霊園 大阪府四條畷市大字下田原 448 番地

#### (定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 飯盛霊園組合規約第3条第1号に規定する施設(火葬場を除く。)をいう。
- (2) 個別墓所 墓地のうち、墳墓(合葬式墓所を除く。)を設けるために区画された土地の1区画をいう。
- (3) 合葬式墓所 墓地のうち、多数の焼骨を共同で埋蔵する墳墓として組合が設置する施設をいう。
- (4) 公園 法第2条第1項に規定する都市公園で組合が設置するものをいう。
- (5) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設で霊園に設けられたものをいう。

#### (行為の禁止)

第4条 何人も、霊園内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法令の規定に基づき許可を受けた場合又は霊園の管理上支障がないと認めて管理者があらかじめ許可した場合は、この限りでない。

- (1) 霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は管理者が指定した場所以外の場所で植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 管理者が指定した場所以外の場所に自動車、自転車等を乗り入れ、又は放置すること。
- (8) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (9) 霊園の施設をその用途外に使用すること。
- (10) 土石、竹木、ゴミ等の物件を堆積すること。
- (11) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 客引き、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、霊園の管理又は秩序の維持に支障がある行為をすること。

#### (損害賠償義務)

第5条 霊園の土地、建物、施設及び物品を滅失し、破損し、汚損し、又は損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、管理者が定める。

### 第2章 個別墓所

#### (区分)

第6条 個別墓所は次に掲げる墓所に区分する。

- (1) 一般墓所
- (2) 壁型墓所
- (3) 芝生墓所

#### (使用者の資格)

第7条 個別墓所を使用することができる者は、守口市、門真市、大東市及び四條畷市(以下「関係市」という。)に引き続き2年以上住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、関係市に引き続き2年以上住所を有する者以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者に対しても使用を許可することができる。

(1) 祭祀を主宰する者

(2) 自己のために使用する目的で使用しようとする者

(使用許可)

第8条 個別墓所を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付すことができる。

3 管理者は、第1項の許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)に対し、使用許可書及び埋蔵歴記録帳(以下「使用許可書等」という。)を交付する。

(臨時の使用許可)

第9条 前条に規定するもののほか、墓碑等の工事等のため臨時に霊園の諸施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付すことができる。

(埋蔵物の制限)

第10条 個別墓所には、焼骨その他規則で定める物以外の物を埋蔵してはならない。

(公募)

第11条 管理者は、個別墓所を使用させようとするときは、使用しようとする者を公募するものとする。

(使用料)

第12条 個別墓所を使用しようとする者は、別表第1に掲げる使用料(以下この章において「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 管理者は、個別墓所の位置、環境等により、前項の使用料の額に当該使用料の額の100分の80を限度として、規則で定め

る率を乗じて得た額を加算して徴収することができる。

3 前2項に掲げる使用料は、使用許可の際これを徴収する。

(臨時使用料)

第13条 第9条の規定により許可を受けようとする者は、別表第2に掲げる臨時使用料を納付しなければならない。

(維持費)

第14条 使用者は、第8条第1項の規定による許可を受けた個別墓所(以下「使用墓所」という。)の管理を除く霊園の管理に要する経費として、別表第3に掲げる維持費を納付しなければならない。

2 前項の維持費は、3年分又は20年分ずつ前納するものとし、初回分については使用許可の際これを徴収する。

(既納の使用料及び維持費の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が使用墓所を原状に回復し返還したときは、別表第4の区分に応じて既納の使用料の一部を使用者に還付することができる。

2 既納の維持費は、還付しない。ただし、使用者が使用墓所を原状に回復し返還したときは、既納の維持費は、その納付済

みの期間のうち、経過していない年数に応じた額を還付することができる。この場合において、経過していない年数に1年未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(使用権の承継等)

第16条 個別墓所を使用する権利(以下「使用権」という。)は、使用者の死亡による承継その他規則で定める場合のほか、これを移転することができない。

2 前項の規定により使用権の承継等しようとする者は、祭祀を主宰する者でなければならない。

3 第1項の規定により使用権の承継等を必要とするときは、その旨を届け出て管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可書等の書換え等及び手数料)

第17条 前条第3項の許可を受けた者は、使用許可書等の書換えを受けなければならない。

2 使用許可書等を紛失した者は、再交付を受けなければならない。

3 使用墓所に焼骨を埋蔵しようとする者は、使用許可書等を提示し、埋蔵事項の記入を受けなければならない。

4 使用墓所に埋蔵した焼骨を他の墓地等に改葬し、又は分骨しようとする者は、埋蔵証明書の交付を受けなければならない。

い。

5 前各項に規定する書換え若しくは再交付、埋蔵事項の記入又は埋蔵証明書の交付をするときは、別表第5に掲げる手数料を徴収する。

(使用墓所の改葬又は移転命令)

第18条 管理者は、霊園の管理その他事業執行上必要があるときは、使用墓所の改葬又は所在物件の移転を命ずることができる。この場合において管理者は、使用者にその旨を予告し、替地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。

(使用墓所の返還)

第19条 使用者は、使用墓所を使用しなくなったときは、速やかにその旨を管理者に届け出るとともに、当該使用墓所を原状に回復し返還しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、原状に回復することを要しない。

(使用墓所の使用許可の取消し)

第20条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用墓所の使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用墓所の許可に付した条件に違反したとき。

(2) 一般墓所及び壁型墓所の使用許可を受けた日から囲障を設置することなく3年を経過したとき。

(3) 第14条に規定する維持費を4年間滞納したとき。

(4) 第16条の規定に違反して使用権を移転し、又は転貸したとき。

(5) 法令又はこの章の規定若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

2 前項の規定により使用墓所の使用許可を取り消された者は、遅滞なくその墓所を原状に回復し、返還しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により使用許可を取り消された者が前項の措置を行わないときは、管理者の定める場所に改葬し、又は所在物件の移転を行い、その費用を義務者から徴収することができる。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(使用権の消滅)

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

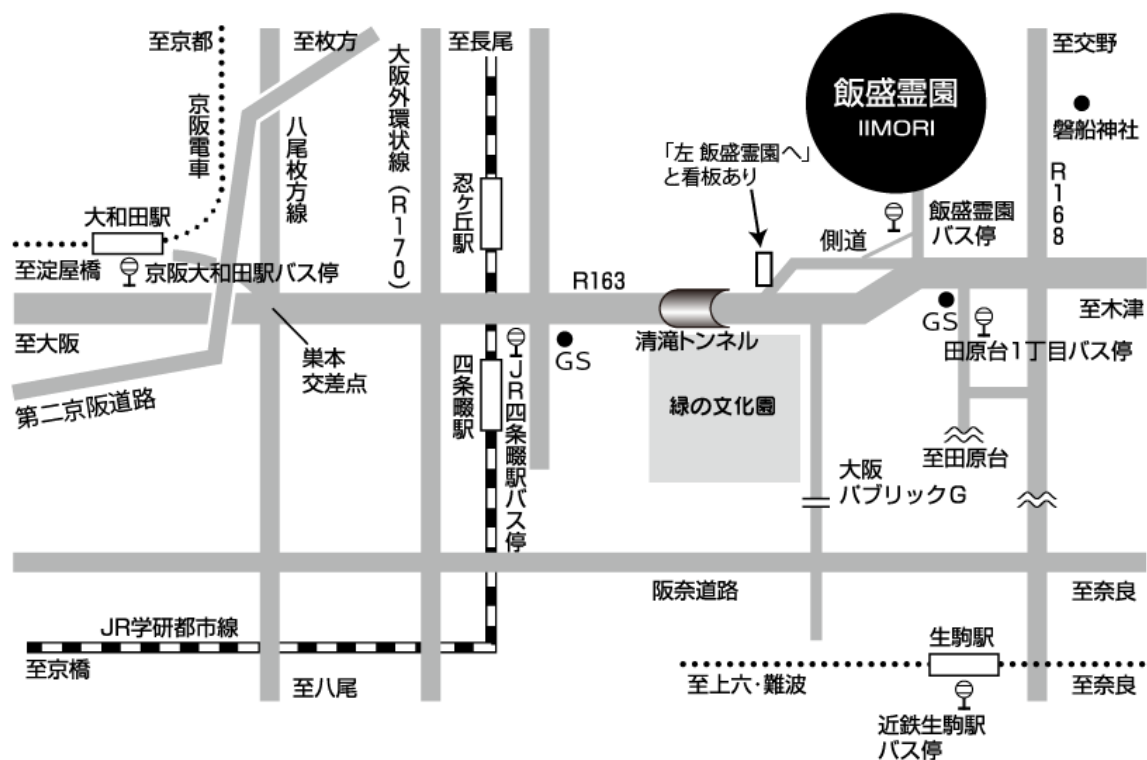
(1) 使用者が死亡した日から起算して4年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。

(2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

(無縁墓所の改葬)

第22条 前条の規定により使用権が消滅したときは、管理者は、その墓所を無縁墓所とみなし、管理者の定める場所に改葬し、又は所在物件の移転を行うことができる。

# 案内図



## 【車をご利用の場合】

- 大阪方面から  
国道163号線を木津川市方面へ、清滝トンネルを通過後、左側側道へ進んでください  
(守口市中心部から約12km 約30分)
- 枚方方面から  
国道168号線から国道163号線大阪方面へ、下田原ランプを通過し右折進入してください  
(枚方市中心部から約15km 約40分)
- 京都方面から  
国道163号線を大阪方面へ、下田原ランプを通過し右折進入してください  
(JR木津駅から約13km 約30分)

## 【バスをご利用の場合】

- JR四條畷駅より四條畷市コミュニティバス 飯盛霊園バス停まで約20分
- JR忍ヶ丘駅より四條畷市コミュニティバス 飯盛霊園バス停まで約20分
- 近鉄電車生駒駅より奈良交通バス 田原台1丁目バス停まで約17分 バス停より徒歩約5分)
- 京阪大和田駅より飯盛霊園発着臨時バス 約30分(日曜、祝日、盆彼岸等運行)

## 飯盛霊園組合

〒575-0012

四條畷市大字下田原448番地

電話 0743-78-1195 (代)

FAX 0743-78-1196

飯盛霊園組合ホームページ

<https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>